

令和5年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月高浜市議会定例会は、令和5年6月8日  
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 |        | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第2 |        | 会期の決定<br>(諸報告)                          |
| 日程第3 | 諮問第1号  | 人権擁護委員の推薦について                           |
| 日程第4 | 同意第5号  | 監査委員の選任について                             |
| 日程第5 | 同意第6号  | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第7号  | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第8号  | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第9号  | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第10号 | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第12号 | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第13号 | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第14号 | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第15号 | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第16号 | 農業委員会委員の任命について                          |
|      | 同意第17号 | 農業委員会委員の任命について                          |
| 日程第6 | 議案第38号 | 工事請負契約の締結について                           |
| 日程第7 | 議案第39号 | 工事請負契約の締結について                           |
| 日程第8 | 議案第40号 | 高浜市税条例の一部改正について                         |
|      | 議案第41号 | 高浜市都市計画税条例の一部改正について                     |
|      | 議案第42号 | 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について                   |
|      | 議案第43号 | 高浜市子育て世帯支援給付金条例の制定について                  |
|      | 議案第44号 | 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
|      | 議案第45号 | 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の制定について |

議案第46号 事業契約の変更について

日程第9 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

日程第10 報告第4号 権利放棄の報告について

報告第5号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）

報告第6号 令和4年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて

報告第7号 令和4年度高浜市下水道事業会計予算の繰越しについて

報告第8号 令和4年度高浜市土地開発公社の経営状況について

報告第9号 令和4年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	深谷直弘
教	育長	岡本竜生
企	画部長	木村忠好
総合政策	グループリーダー	榊原雅彦
総	務部長	杉浦崇臣
財務	グループリーダー	清水健
市	民部長	岡島正明
市民窓口	グループリーダー	芝田啓二
経済環境	グループリーダー	島口靖
税務	グループリーダー	西口尚志

福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 洋 己
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	山 下 浩 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	加 藤 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

6月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、改選後、初の定例会となりますので、新人議員の皆さんにおかれましては、何分初めてのことでありますので、分からないことは先輩議員や事務局に聞いていただき、しっかりと審議をしていただければと思います。2期以上の議員におかれましても、今まで以上に厳正な審議を賜り、市民の負託に添えていただくようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和5年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、同意13件、議案10件、報告6件の計30件を御審議いただくものでございます。詳細につきましては、私、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、御意見、御同意、御可決あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時2分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、3番、神谷直子議員、5番、野々山 啓議員を指名いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆様、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和5年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月1日に議会運営委員会を委員全員出席の下に開催をいたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は、本日より6月27日までの20日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は、諮問第1号、同意第5号から同意第17号まで並びに議案第38号、議案第39号を即決で行い、議案第40号から議案第47号までの上程、説明並びに報告第4号から報告第9号までについて報告を受けます。

6月12日及び13日の2日間是一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月16日に、議案第40号から議案第47号までについて総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第40号から議案第42号まで及び議案第47号並びに陳情第2号、陳情第3号、陳情第5号及び陳情第10号までを付託、福祉文教委員会については、議案第43号から議案第47号まで並びに陳情第4号、陳情第6号から陳情第9号までを付託し、審査願うことに決定いたしました。

各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

最終日の6月27日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

6月定例会が円滑に進行できますよう各段の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月27日までの20日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの20日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

締切日までに陳情書8件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

なお、陳情第10号につきましては、陳情者により6月7日に陳情撤回申出書が提出され、これを承認いたしましたので御報告いたします。

次に、5月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時御覧をお願いいたします。報告事項は以上であります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員を推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） それでは、人権擁護委員を再度推薦するために議会の意見を求めるものでございます。

現委員は、令和5年9月30日で神谷弘一氏は任期満了となりますので、再度推薦をしたいということで同意を求めるものでございます。

現在、神谷さんは、令和2年10月からこの人権擁護委員をお務めになっておられまして、実績ともに申し分ない方だというふうに思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、副市長のほうから実績について申し分ないということでお話しいただいたんですけども、どのような実績があったのか具体的に教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 実績についてお答えさせていただきます。

刈谷法務局のほうで人権擁護委員のほうの活動が中心になるんですけども、そちらのほうの活動に従事していただく。そして、毎月、人権相談ということで市役所のほうでも開催しております。そういったときに当番で人権相談に当たっていただく、また人権啓発ということで各種イベント、農業まつりですとか、いきいき祭りですとか、そういったところでも人権PRをしていただいております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、原案に異議のない旨を答申することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第4 同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第5号 監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、私どもの監査委員として御尽力をいただいております伴野義雄氏が令和5年6月20日で任期満了となりますので、再度同氏を選出いたしたく、本案を提出した次第でございます。

伴野氏の略歴につきましては、参考資料でございますように、税理士として財務管理、経営管理に関して専門的な知識を有され、人格も高潔であります。令和元年6月に監査委員に就任されて以来、職務の遂行に当たっては、卓越した識見の下、公平かつ効率的な監査が行われ、適切な御指導をいただいているところでございます。

引き続き、監査委員として高浜市民の負託に応え、公正不偏の立場から適正な監査が実施していただけるものと確信をいたしておりますので、何とぞ議員各位の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） この間、住民監査請求何件か出ているんですけども、伴野氏が判断された住民監査請求の案件及び伴野氏の判断、そしてその判断に基づく理由について、それぞれお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（加藤 直） 令和元年から就任いただいて、その間、6件の住民監査請求を行っていただいております。結果としましては、6件とも棄却という形になっております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） どのような住民監査請求であって、全て伴野氏が今の御答弁だと棄却ということなんですけれども、どういった理由で棄却をされているのかについて、それぞれお答えください。

○議長（杉浦康憲） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（加藤 直） その結果につきましては、議会のほうにも報告させていただいておりますので、そちらのほうで議員も知ってみえるかと思っておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第5 同意第6号から同意第17号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 同意第6号から同意第17号まで、農業委員会の委員の任命につきまして一括して提案理由を申し上げます。

議案参考資料も併せて御覧をいただきたいと思っております。

この12件の同意案件につきましては、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日で満了となることから、新たに12名の農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意を賜りたく御提案をさせていただくものでございます。

初めに、同意第6号は、伊藤詠子氏の任命をお願いいたしますのでございます。

同氏は、農用地利用改善組合から推薦をいただいた方で、現在、同組合農業振興事業委員をはじめ農村生活アドバイザーをお務めいただき、認定農業者として幅広い知識と経験を有するとともに、地元農産物を使用した特産物の加工にも取り組まれております。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております、温厚なお人柄と女性農業者として積極的に活動される姿勢からも、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次の同意第7号は、神谷博隆氏の任命をお願いいたしますのでございます。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、同組合農業振興事業委員の経験があり、農業者としての知識を有しておられます。令和2年7月より農業委員として御尽力をいただいております、温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験は、農政に係る審査及び決定を公正かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

同意第8号は、川角陸広氏の任命をお願いいたしますのでございます。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合農地流動化事業委員、農業経営士を務めていただき、認定農業者として幅広い知識を有しておられます。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております、温厚なお人柄と豊かな御経験は、農政に係る審査及び決定を公正かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

同意第9号は、川角紀美氏の任命をお願いいたしますのでございます。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合の役員を務めていただいております、認定農業者としての幅広い知識を有するとともに、町内会長の御経験もお持ちでございます。平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する御経験は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

続きまして、同意第10号は、杉浦 巖氏の任命をお願いいたしますのでございます。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合の農地流動化事業委員、愛知県農業共済組合総代、高取地区配水総代を務めていただき、認定農業者としての幅広い知識と経験を有しておられます。平成20年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係る審査及び決定を公正かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

同意第11号は、杉浦さよ子氏の任命をお願いいたしますのでございます。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合農業振興事業委員を務めてみえます。また、地域婦人会連絡協議会会長や赤十字奉仕団委員長の御経験をお持ちで、各機関からの信頼も厚い方でございます。平成26年7月より農業委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する豊かな御経験から、農政に係る審査及び決定を公正かつ厳正

に行っていただけるものと確信をいたしております。

続きまして、同意第12号は、内藤和幸氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、町内会長、吉浜北部配水総代を務められた御経験があり、農業者としての知識もお持ちです。令和2年7月より農業委員として御尽力をいただいております。誠実なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

同意第13号は、内藤克弘氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、同組合転作事業委員を務めてみえます。加えて、農業委員会からの代表として都市計画審議会委員及び都市計画マスタープラン策定委員も務めていただきました。平成26年7月より農業委員として御尽力をいただいております。温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

続きまして、同意第14号は、三浦京子氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、日頃から農業に関心を持たれ、平成29年7月より農業委員として御尽力をいただいております。また、本市の介護保険審議会の委員もお務めをされてみえます。誠実なお人柄に加えて市民の目線から素直な意見を言える立場にありますので、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

同意第15号は、杉浦 司氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、このたび新たに農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、同組合農地流動化事業委員やJ Aあいち中央営農部部会長の御経験をお持ちで、現在は高浜市農福連携推進委員、高浜市土地改良区理事長をお務めいただいております。温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

同意第16号は、内藤栄市氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、このたび新たに農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、町内会理事、吉浜南部配水総代、明治用水土地改良区総代会総代を務められた御経験をお持ちで、農業者としての知識もお持ちです。誠実なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係る審査及び決定を公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

最後の同意第17号は、深谷由美子氏の任命をお願いいたすものでございます。

同氏は、このたび新たに農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、J Aあいち中央高浜地区女性部高取地区理事を務められた御経験があり、農業者としての知識もお持ちです。また、高浜市健康づくり推進委員や高浜市婦人の会高取支部の副会長の御経験があり、各機関からの信頼も厚い方でございます。誠実なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係る審査及び決定を公平

かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

以上申し上げました12名の方を本市農業委員会委員に任命することにつきまして御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 例えば杉浦さよ子氏なんですけれども、現在も農業委員会委員で、今回これが任命されれば新たに農業委員会委員になられるということなんですけれども、この方は平成26年7月から高浜市の農用地利用改善組合農業振興事業委員にもなられているということで、先ほどから御説明があるように農政に係る審査及び決定を行うという方になるんですけれども、この事業委員に関しては兼務をされていて問題がないのかということと、あともし問題がなければ、どのように問題がないのかについて、しっかり市民の方にも分かりやすく御説明をいただきたいと思っております。

それから、もうお一方ですね、杉浦 司氏、この方も現在高浜市の土地改良区の理事長もされているということで、そういったところを兼務されていても問題があるのかないのか、もしあるないにしろ、その根拠をお示してください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） ただいまの御質問のほうをいただきました杉浦さよ子氏、また杉浦 司氏でございますが、この方々は、いろいろな各種団体にも、農業またそれ以外のものにも幅広く参画してございます。この農業委員会につきましては、あくまで農業の普及啓発を図るという視点での委員会でございますので、そこら辺、ほかの団体との併用、重任というのは特に問題ないと考えてございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第6号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第6号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第7号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第7号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第8号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第8号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第9号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第9号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第10号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第10号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第11号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第11号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第12号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第12号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第13号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第13号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第14号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第14号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第15号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第15号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第16号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第16号は原案に同意することに決定いたしました。

同意第17号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第17号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第38号 工事請負契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、高取小学校給食施設改築工事の実施に伴い、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案書の2、契約方法につきましては、一般競争入札により落札者を決定しましたので、4、契約の相手方として、愛知県高浜市二池町五丁目5番地7、都築建設工業株式会社と工事請負契約を締結するものであります。

3、契約金額につきましては5億6,980万円、うち消費税及び地方消費税相当額は5,180万円といたすものであります。

次に、事業概要につきまして議案参考資料の12ページをお願いします。

2、工期につきましては、議会の議決を経た翌日から令和7年1月14日までとし、3、工事の概要につきましては、ア、給食棟・渡り廊下の増築からエ、既存給食棟解体としております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 工事の概要で、アからエまで4項目ありますけれども、この工事前と工事後でどこをどう直すかという、そのレイアウトとか図面がないのと、あと契約金額5億6,980万円、工事の概要で4項目まとめてこれ5億6,980万円になっているだけで、それぞれの項目に関して幾らかかるのかというのが全く分からないものですから、そのあたりの御提示をいただけませんか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 工事の図面でございますが、すみません、3月定例会の席では図面のほうを議員さんのほうに情報提供させていただいておったんですが、これから議決をいただいた後に、実際に事業契約者との打合せが始まってまいります。また、その打合せが終わった段階で、さらに図面のほう、あとスケジュールのほうをお示しさせていただければと考えております。

それから、給食棟の改築に伴いまして5億6,980万円ということでございますが、あくまでこれは設計の段階の数字でございますが、設備を含む給食調理場の整備に係る費用として約5億円、渡り廊下を整備するんですが、渡り廊下に係る費用が約4,000万円、調理器具等の設置に係る費用として約5,100万円を見込んでおりました。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） この給食棟老朽化対策ということで改築を実施すると、あと、子供たちへの安定した給食の提供のために必要である、このことには賛成なんですけど、やはり図面というか、全く絵がないと判断しると、これで判断しろと言われても判断できない。契約この後にじゃなくて、ぜひここで出していただくのが当然かと思えます。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 図面でございますが、入札事務の公告時点のものになりますが、3

月定例会のときと同じ図面でございますが、再度この議会終了後に速やかに提供させていただきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 少し、すみません、私どもの説明が不足しておるのかもしれませんが、いわゆる3月議会の折に、こういった今申し上げた工事の概要について、予算をこれだけ上程をしますという御説明をさせていただいて、そこでこの議会の御議決をいただいた内容を、今回、先ほど教育長が説明しましたように、結果的に一般競争入札に付して、この相手方がこの金額で落札をしまして、いよいよ工事を始めるための契約をさせていただきますという、この議決でございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） すみません、一言。3月議会ですので、新人議員の方は、今回のには出ていませんが、タブレットのほうで3月定例会のほうの資料を見られますので、見ようと思えば見られるということをつけ加えさせていただきます。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 予算は予算で、それはもちろん立てないと予算下りませんので、予算を立てていただくんですけれども、今回、入札が終わっているわけですので、きちんと何がどれぐらいかかりますということはお示しいただかないと、皆さん、お家建てるときに、じゃ、ざっくりキッチンがあってお風呂があって何々があって、じゃ、4,000万円ですよと言われて、それでいいですよとは、普通施主さん言わないと思うんですよ。だから、今回、工事の概要で、ア、イ、ウ、エの4つだけ示されていて、それぞれ幾らなのか分からない。じゃ、合計金額がこれで私たちは適切かどうかというのを、ここで賛成、反対するわけですので、ですから、ここすごく重要なところなので、きちんと答えていただかないと困りますし、先ほど工事の概要で金額を言われましたけれども、既存の給食棟の解体についてはお答えがありませんでしたので、そこはしっかりお答えいただきたいと思っております。

それから、今回、高取小学校の給食棟の改築工事ということなんですけれども、今回のこの給食棟の改築に当たりまして、アレルギーをお持ちの児童の方への対応食というのはできるような施設になっているのかどうか、そこを一度確認したいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 議題の範疇で答えていただければ結構です。

学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 解体費用でございますが、設計段階では約1,600万円を見込んでおりました。

それから、アレルギー対応につきましては、栄養教諭と調理員がきちっと対応できるような施設のほうになっております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 対応できるということは、きちんとアレルギー対応食の部屋も造っていただけるという御理解でよろしかったでしょうか。

それから、落札率についてもお答えください。

それから、アレルギー対応、もし高取できちんとアレルギー食の部屋を造って、アレルギー対応食のことを進めていくということであれば、ほかの学校も順次進めていくということでもよろしかったでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、議案の範疇で質問をお願いいたします。

答弁を求めます。

学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） アレルギー対応につきましては、規定の対応を各校ともしておりますので、高取小学校についても同様の対応をしまいる予定です。

それから、落札率ですが、88.71%でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） 議案第38号 工事請負契約の締結について、市政クラブを代表して賛成討論を申し上げます。

この議案、予算は既に3月議会で議決されております。今回は、この会社に決まり入札の金額がこうなりましたという契約締結についての議案でございます。参考資料にありますように、高取小学校の給食棟は、建築後48年が経過しており老朽化が進んでおります。子供たちのための教育施設でありますし、速やかな議決で工事を進めることが必要だと考えております。

皆様方の御理解をいただきまして、一人でも多くの賛成をしていただけますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第38号 工事請負契約の締結について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第7 議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第39号 工事請負契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、吉浜小学校長寿命化改良工事の実施に伴い、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案書の2、契約方法につきましては、一般競争入札により落札者を決定しましたので、4、契約の相手方として、愛知県刈谷市一里山町伐払123番地、株式会社近藤組と工事請負契約を締結するものであります。

3、契約金額につきましては15億5,650万円、うち消費税及び地方消費税相当額は1億4,150万円といたすものであります。

次に、事業概要につきまして、議案参考資料の13ページをお願いします。

2、工期につきましては、議会の議決を経た翌日から令和8年3月19日までとし、3、工事の概要につきましては、ア、校舎の外壁塗装、屋上防水及び教室・職員室等の老朽化対策からク、既存給食棟解体としております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） これについても、先ほどと同じように図面と、個々の工事の金額が書いていないんですが、その図面について先ほど3月にあったということで、私、新人なものでちょっとその点を把握していなかったというのはあるんですけども、今後もこうした図面ファイルを

頂くのと、図面とか、個々の工事の金額に関して御提示いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今、質疑なのかちょっとよく分からなかったんですが、柴口議員さんおっしゃるように、新しく議員さんになられた方たちには、情報が取りにくかったところはあるというふうに思いますが、3月議会の資料を見ていただければ、御質疑をされる前にある程度の内容は御判断いただけるのかなというふうに思います。

本議会での議決内容というのは、予算はこれだけで既に議決をされております。その内訳として、その先ほど落札率とありましたけれども、8割とか9割とか、幾らかで落ちましたということで、もう上程をされた決まった内容、決定をされた内容についての契約を行うのはこれだけの金額ですという内容の議決をお願いをするという議会でございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 契約、幾らはいいですけれども、やはりそれぞれに幾らなのかということを書いていただかないと、合計してこれが正しいのかというのは全く分かりませんので、先ほど柴口議員が言ったように、それぞれきちんと金額をお示しいただきたいのと、それから図面があるというふうにおっしゃっていますが、この図面を見ても、はっきり言って、今回、じゃ、遊具、何基解体して更新するのも全く分かりません。

それから、エレベーター棟もどこにつくのか、この図面では分かりません。はっきり言って、分からないことばかりなんです。やはりそういうことは、しっかりまずお答えいただきたいのと、それから、私がずっとこの間、口酸っぱく言っている高取小学校に設置されない保健室のシャワールーム、それから市長がずっと高浜小学校の複合化のときに、ここは避難所になるからシャワールーム必要なんですよと……

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、質問を議題の範疇にさせていただければと思います。

○13番（倉田利奈） ですから、このシャワールームがあるのかどうか。

それから、高浜小学校のように蓄電池があるのかどうか。

それから、この間、多分この太陽光については今後やっていくということなので、今回のこの契約には入っていないと思いますので、その確認。

それから、先ほどから申しております給食室について、アレルギー対応食を作っていただけの部屋があるのかどうか。先ほど規定のとおりと言ったんですけれども、規定では全く分かりませんので、どんな規定なのか教えてください。

それから、最後、落札率もお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 倉田議員は議員さんでございますので、十分御承知のことと思います。その中で落札率がかかれば、今までの今のこのアからクまでは、予算で出した部分の何割かでは落ちているということなんで、予算のときに御審査はされたというふうに思いますので、先輩議員として、そういう形で柴口議員にもお伝えいただければというふうに思います。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 図面が見にくいということで申し訳ございませんでしたが、まず遊具は、既存の南校舎の北側にあるところに給食棟を建てる予定になりますので、そちらの遊具を撤去いたしまして、運動場の西側のほうに遊具を設置する予定となっております。

エレベーター棟につきましては、南校舎の北側のほうにエレベーター棟を設置する予定でございます。

あとシャワールーム、蓄電池、太陽光発電施設については、この長寿命化改良工事においては、設置する予定はございません。

それから、給食室ですが、先ほど申しましたように、栄養教諭と調理員が協力しながら必要なスペースにおきまして、そういった給食の対応をしまいる予定です。

最後に落札率ですが、95.09%でございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 必要なスペース対応できるわけじゃないですね。アレルギー室というのは、完全にそこだけで密閉できる部屋がなければ、小麦粉の粉一つも外に一般の給食の部屋から、アレルギー対応食のほうへ行かないような施設が必要なんです。人がどうこう工夫してできるようなものではございません。ということは、やはりそうしたスペースの建設が今回の契約に入っていないという理解でよろしいかということと、それから、先ほど、市長、金額のお話しされました。今回もう入札されたわけですね。入札されたわけですので、市としての見積りは出されているわけですから、それぞれここでしっかりこの金額です、この金額ですと言っていて、市民の方にお伝えし、それが適正かどうかを我々が議員として把握すべきではないのでしょうか。ですから、私たちは、しっかりそのあたりも聞きたいと思ってお聞きしているわけです。

それから、プールは今後解体する予定とお聞きしておりますが、今回はプールの解体費用が入っておりません。プール解体するのであれば、ここに入れば、やはり金額的にも単独で工事されるよりも安くなると思うんですけども、そのあたり入れられなかった理由等もお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 給食室でございますが、まず栄養教諭と調理員がそういったアレルギー

ギーの関係につきましては、細心の注意を払いながら給食のほうは調理を進めております。基本的に現在、高浜市のほうは除去食対応という形で取り組んでおりますので、アレルギー室に特化したものは特に設置はしておりません。

それから、プールの解体費用でございますが、こちらは昨年度の夏になって急にプールの老朽化、損傷が発覚したことから、当初の実施計画のほうには盛り込まれておりませんので、また別の工事で実施してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） 議案第39号 工事請負契約の締結について、市政クラブを代表して賛成討論を申し上げます。

こちらも予算は既に3月議会で議決されております。工事もどのようにするかということも議決されております。先ほど市長の御説明にもありましたが、今回は、この会社に決まり入札の金額はこうなりましたという契約締結についての議案でございます。

吉浜小学校長寿命化改良工事ですけれども、こちらは、高浜市学校施設長寿命化計画に基づいて学校施設の教育環境の向上と老朽化対策を図るため、一体的整備の実施が必要だと考えています。子供たちのための教育施設であり、速やかな議決で工事を進めることが必要であります。

皆様方の御理解をいただきまして、一人でも多くの賛成をしていただきますようよろしくお願いを申し上げ、賛成討論を終えさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 工事請負契約の締結について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時50分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（杉浦康憲） 会議を再開いたします。

日程第8 議案第40号から議案第46号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第40号から議案第42号までの3議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第40号 高浜市税条例の一部改正について及び議案第41号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本改正は、本年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づき、所要の規定の整備を行うものであります。本定例会では、令和5年度税制改正のうち、5月臨時会で御承認をいただいた項目以外についての条例改正となります。

それでは、議案第40号 高浜市税条例の一部改正について主な改正点を申し上げます。

別添の参考資料14ページの新旧対照表をお願いします。なお、36ページの概要資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

初めに、森林環境税の導入に伴う改正であります。

第33条の9第2項の改正は、配当割額または株式等譲渡所得割額について、還付金がある場合は森林環境税に充当することができる旨を規定するものであります。

第37条第3項の改正は、森林環境税の賦課徴収の方法について、第40条の改正は、納税通知書に森林環境税を追加するものであります。

第42条第1項及び第45条の2の改正は、給与所得及び公的年金等の所得に係る個人市民税の特別徴収において均等割額に森林環境税を合わせて賦課する旨を定めるものであります。

なお、森林環境税の導入に伴う改正の施行期日は、令和6年1月1日であります。

次に、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について定める第35条の3の2第2項の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、

異動がない旨の記載に替えることができるようにするものであります。

なお、施行期日は、令和7年1月1日であります。

次に、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等について定める第44条、法人市民税の申告納付について定める第46条、法人市民税の不足税額の納付手続について定める第48条、たばこ税の申告納付の手続について定める第90条及びたばこ税に係る不足税額等の納付手続について定める第93条の改正は、地方税共通納税システムを利用して納付書に印刷されたQRコードを利用して納税することができるように、納付書の様式を新設するものであります。

なお、施行期日は、公布の日であります。

次に、軽自動車税種別割の税率を定める第75条の改正は、本年7月1日に改正道路交通法が施行され、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車となることに伴い、電動キックボード等をミニカーに係る税率区分から第1種原動機付自転車の税率区分に変更するものであります。

なお、施行期日は、令和5年7月1日であります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を令和9年度分の個人市民税まで延長するものであります。

なお、施行期日は、公布の日であります。

附則第10条の2第27項の改正は、修繕等を含む一定の大規模な工事が行われたマンションについて、固定資産税の減額措置の割合を参酌基準に合わせて3分の1とするもので、附則第10条の3第12項の改正は、減額措置の申告手続において規定しております。

なお、施行期日は、公布の日であります。

軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例について定める附則第15条の3第4項及び附則第16条の2第3項の改正は、自動車メーカー等の不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割等に納付不足額が生じた場合に、当該不正を行った自動車メーカー等が納付する額に加算する額を10%から35%に引き上げるものであります。

なお、施行期日は、令和6年4月1日であります。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を令和8年度分まで延長するものであります。

なお、施行期日は、公布の日であります。

そのほか、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い引用条項ずれの措置を行うなど、所要の規定の整備を行うものであります。

続きまして、議案第41号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料34ページの新旧対照表及び36ページの概要資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

附則第2項から第6項までの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い引用条項ずれの措置を行うもので、第19項の改正は、同法を引用する本条例にEVバスを導入する場合における充電設備等に係る固定資産税等の特例措置を附則第15条第46項を追加するものであります。

なお、施行期日は、公布の日であります。

続きまして、議案第42号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。別添の参考資料37ページの新旧対照表及び46ページの概要資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の改正及び国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正するものであります。

第2条及び第23条第1項の改正は、中間所得層の保険料負担の上昇をできるだけ緩和する観点から、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるものであります。

第23条第1項第2号及び第3号の改正は、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、軽減判定所得基準を引き上げるものであります。

5割軽減の判定所得基準額の算定について、現行は世帯の被保険者数に乘じる金額を28万5,000円としておりますが、改正後は5,000円引き上げて29万円とするものであります。

2割軽減の判定所得基準額の算定について、現行は世帯の被保険者数に乘じる金額を52万円としておりますが、改正後は1万5,000円引き上げて53万5,000円とするものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行は公布の日からとし、改正後の高浜市国民健康保険税条例の規定は令和5年度以後の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしております。

説明は以上となります。よろしく御説明申し上げます。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、私より、議案第43号と議案第44号について説明のほうをさせていただきます。

それでは、まず、議案第43号 高浜市子育て世帯支援給付金条例の制定につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明のほうをさせていただきます。

本案は、第1条、目的にありますように、物価高騰などによる子育て世帯への影響等を踏まえ、子育て世帯に支援給付金を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、生活の安定に寄与することを目的として制定するものでございます。

今回実施しようとしている給付金の支給については、同様の内容での支給を令和4年度にも実施をしているものでございます。

第2条の定義で、第1項第1号では、給付金は贈与契約により市から支給される子育て世帯支

援給付金としております。

第1項第2号では、支給対象者を定めておりまして、アからオにて規定をいたしております。

第3号では、対象児童を定めておりまして、アからエにて規定をさせていただいております。

こちらの支給対象者、対象児童について分かりやすく示したものが参考資料の47ページのA4の横資料に示してありますので、御覧いただきたいと思っております。

こちら、表の支給対象者と支給対象者の主な分類と対象児童数という部分を御覧いただきたいと思っております。

年齢で見ますと、上は高校生の年代から令和6年1月31日までの出生児を養育する方が対象となっております。児童手当の受給対象者になるか否かで、この表の1から4で区分されるものであり、①は、令和5年8月分の児童手当受給者、②は、いわゆる高校生年代の児童のみを養育する者で、③は、新たな出生児童や転入児童の養育者等で、④は、公務員や所得制限を超える児童手当未受給者などでございます。

第3条では、給付金の額で対象児童1人当たり1万円としております。

第4条は給付金の支給について定めており、第1号では、市長が支給対象者に給付金の支給の申込みを行う方式を定めてあり、第2号では、支給対象者が市長に給付金の支給の申請を行う方式が定めてあります。

第2項では、児童手当等の振込口座または指定した口座に振り込みますが、それが困難な場合は現金で交付するとしております。

以上の支給の流れにつきましては、先ほどの参考資料47ページの右側の支給の方式の部分を御覧いただきたいと思っております。

申請不要で支給可能となりますのが図の左側の流れでございまして、先ほどの第4条第1項第1号となっております。

申請及び審査後、支給となるパターンが図右側の流れになっておりまして、先ほどの第4条第1項第2号の部分となります。

第5条では、給付金の返還について定めており、偽りその他不正な行為により給付金を受けた者があるときは、支給の決定を取り消し、全額または一部の額の返還の請求することができるとしております。

第6条では、給付金の権利の譲渡などを禁止しております。

第7条では、必要があると認めるときは、支給対象者に報告を求め、又は実地に調査をすることができると規定しております。

第8条では、給付金の支給を適正かつ効率的に行うために必要があるときは、必要な限度で支給対象者に関する情報を利用できるとしているものです。

なお、附則におきまして、第1項では、この条例の施行期日を公布の日としており、第2項で

は、失効規定として令和6年3月31日限り、その効力を失うとしており、第3項では、失効に伴う経過措置として、前項による失効にかかわらず、第5条の給付金の返還に係る規定は効力を有するとしております。

議案第43号の説明は以上となります。

続きまして、議案第44号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案書に基づき説明をさせていただきます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い条文の整備を行うものであります。

改正内容は、第25条中「厚生労働大臣」とありますのを「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

参考資料48ページに新旧対照表が示してありますので、そちらも参考にさせていただきようお願いいたします。

議案第44号についての説明は以上となります。

議案第43号と併せ原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） それでは、議案第45号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、要綱に基づき設置されている現行のいじめ問題・いじめ防止等に係る組織を条例設置の組織とし、いじめ防止等に向けて実効的な対策を行う体制整備を行うため、高浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び高浜市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設けるものです。

まず、第2章の連絡協議会に関して、第2条において、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づく設置根拠を示しています。

第3条では、所掌事務として、いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を図り、必要な事項を協議するものとしています。

第4条では、組織として、委員は10人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の職員、学校関係者等から教育委員会が委嘱、任命することとしています。

第5条では、委員の任期は1年とし、再任されることができるとしています。

第6条では、委員の互選により会長を定めること、第7条では、会議の成立要件を示しています。

第8条では、必要がある場合は、関係者に対して出席を求め、または資料の提出を求めることができるとしています。

第9条では、委員の守秘義務を規定しています。

続きまして、第3章の対策委員会に関して、第11条において、法に基づく設置根拠を示しています。

第12条では、所掌事務として法第28条第1項に規定にする調査を行い、その結果を答申し、または意見を具申すること等としています。

第13条では、組織として委員は5人以内とし、弁護士等法律の知識を有する者、学識経験者等から教育委員会が委嘱することとしています。

第14条では、委員の任期は2年とし、再任されることはできることとしています。

第15条では、委員の互選により委員長を置くこととしています。

第16条では、特別の事項を調査させるため、委員長が必要であると認めるときは、臨時委員を置くことができるとし、当該特別の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとしています。

第17条では、会議の成立要件を示しています。

第18条では、第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用することとしています。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとし、いじめ問題対策委員会委員の報酬を月額1万5,000円と定め、別に月額により難い特別な勤務に従事したときの報酬の額にあっては、時間額1万円と定めています。

続きまして、議案第46号 事業契約の変更について提案理由を説明申し上げます。

なお、別添の参考資料50ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の事業契約の変更は、高浜小学校等整備事業において維持管理業務に係るサービス価格指数が改定条件である3%以上の上昇となったことから、事業契約の変更をお願いするものでございます。

サービス価格指数の上昇率に応じて維持管理業務に係るサービス対価を算出した結果、本年4月から令和16年3月までの事業期間分として1,194万3,448円の増加となりました。このことから、変更後の契約金額を49億5,516万8,916円とするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 日程第9、議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第47号 令和5年度一般会計補正予算（第2回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8億2,436万7,000円を減額し、補正後の予算総額を171億9,040万6,000円といたすものであります。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、高浜市土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費について、新たに期間及び限度額を定めるものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正は、中段の高取小学校長寿命化改良事業から中学校施設改修事業までの4事業について、限度額を減額するものであります。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間延長に伴い増額いたすものであります。

2項1目総務費国庫補助金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援策として実施する子育て世帯支援給付金支給事業の特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額いたすものであります。

2目民生費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システムの改修に係る費用の一部を国が補助いたすものであります。

5目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、国の令和4年度一般会計第2次補正予算分として国から学校施設環境改善交付金事業の交付決定を受けたことに伴い、令和4年度予算に追加計上を行ったため、二重計上となった令和5年度予算について減額いたすもので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センター整備事業に対して補助されるものであります。

15款2項2目民生費県補助金の介護施設等整備事業費補助金は、市内の認知症対応型共同生活介護の事業所開設費を県が補助いたすもので、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金は、物価高騰に直面する民間保育所等の給食に係る経費の負担軽減を図るため、その一部を県が補助いたすものであります。

3目衛生費県補助金の若年がん患者在宅療養支援事業費補助金は、末期の若年がん患者の在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、その一部を県が補助いたすものであります。

17款1項1目一般寄附金は、匿名の方から御寄附いただいたものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金は、今回の補正

予算の財源調整として増減いたすものであります。

20款4項4目雑入の（一財）自治総合センターコミュニティ助成金は、地域コミュニティ組織の活動に必要な備品の購入費に対して助成するものであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費の3、地域内分権推進事業は、翼まちづくり協議会の活動に必要な発電機、デジタルサイネージなどの購入費に対する補助金を計上いたすものであります。

3款1項7目介護保険推進費の13、地域医療介護総合確保基金事業は、市内に認知症グループホームを新たに開設する事業者に対して交付する補助金を計上いたすものであります。

3款2項2目保育サービス費の3、保育園管理運営事業及び4、小規模保育事業は、物価高騰に直面する保育所等の給食に係る経費負担を軽減するため、民間運営の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に対し、給食に係る経費の一部を補助いたすものであります。

3目家庭支援費の7、みどり学園運営事業は、みどり学園利用者の安全性の確保と利用人数に応じた駐車台数確保のために行う駐車場整備に係る工事費を計上いたすもので、22、高浜市子育て世帯支援給付金支給事業は、食費等の物価高騰による経済的な影響を受けている子育て世帯の生活の安定を図るため、市独自事業として18歳以下の児童を養育する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を支給いたすものであります。

28ページ、29ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費の1、生活保護事業は、生活扶助基準の改定に向けて生活保護システムの改修を行う等のものであります。

4款1項1目保健衛生総務費の4、新型コロナウイルス感染症対策推進事業は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間延長に伴い、個別接種業務委託料、接種支援業務委託料などを増額するほか、新たにコロナワクチン接種支援補助金を計上いたすものであります。

2目保健・予防費の1、老人・成人保健事業は、市内のゼロ歳から40歳未満までの末期と診断されたがん患者を対象に、在宅療養を支援するための補助金を計上いたすものであります。

10款1項3目教育指導費の3、児童生徒健全育成事業は、いじめ問題対策委員会の開催等に必要報酬及び費用弁償を計上いたすものであります。

10款2項3目学校建設費の2、小学校長寿命化改良事業及び30ページをお願いいたしまして、3項1目学校管理費の2、中学校維持管理事業は、国の令和4年度一般会計第2次補正予算分として、国から学校施設環境改善交付金事業の交付決定を受けたことに伴い、令和4年度補正予算として高取小学校長寿命化改良工事、吉浜小学校長寿命化改良工事、高取小学校給食施設改築工事及び高浜中学校トイレ改修工事に係る費用を追加計上したため、二重計上となった令和5年度予算に係るこれらの費用について減額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第10 報告第4号から報告第9号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

報告、説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、報告第4号 権利放棄の報告について御説明申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条の規定により、別紙のとおり市債権246件、106万5,938円について、本年3月31日をもって権利放棄をさせていただきましたので、同条例第13条の規定によりこれを御報告申し上げるものでございます。

具体的な内容といたしましては、令和4年度不納欠損分として住宅使用料について2件、52万7,600円、水道料金について244件、53万8,338円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号の規定により債権放棄をさせていただきました。

なお、令和4年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途資料を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上のとおりでございます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第5号 繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月定例会における令和4年度一般会計補正予算（第13回）及び令和4年度一般会計補正予算（第14回）におきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました13事業につきまして、令和5年度に繰越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

次ページを御覧ください。

繰越事業の内容でございますが、3款民生費の医療扶助のオンライン資格確認導入事業は、医療扶助の資格確認のオンライン化に向けたシステム改修をするもので、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものであります。

8款土木費の排水ポンプ場整備工事事業は、排水ポンプ制御盤の部品供給に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものであります。

10款教育費の高取小学校長寿命化改良工事監理業務委託事業から、次ページをお願いいたします。高浜中学校トイレ改修工事事業までの9事業は、令和5年1月20日及び27日付で学校施設環境改善交付金の内定があったもので、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものであります。

同じく10款教育費の多目的トイレ改修工事設計業務委託事業及びバリアフリー設備等設置工事業は、かわら美術館・図書館の供用開始に伴い、バリアフリー設備の設置に向けた設計業務委託及び工事を実施するもので、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものがあります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 報告第6号から報告第8号につきまして御報告申し上げます。

初めに、報告第6号 令和4年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて御報告申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和4年度高浜市水道事業会計予算において建設改良費の繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

予算繰越し計算書をお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、水道施設近代化事業費のうち、下水道工事区域内における配水管移設工事の年度内完了が見込めないことから、繰越しをさせていただいたものでございます。

次に、報告第7号 令和4年度高浜市下水道事業会計予算の繰越しについて御報告申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和4年度高浜市下水道事業会計予算において建設改良費の繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

予算繰越し計算書をお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、管路建設改良費のうち、公共下水道整備工事及び配水管等移設補償の年度内完了が見込めないことから、繰越しをさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第8号 令和4年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

本件は、去る5月8日に会計監査に付し、5月17日の土地開発公社理事会において認定をいただいているものでございます。

令和4年度の決算書をお願いいたします。

初めに、3ページをお願いいたします。

事業報告でございますが、令和4年度は市道港線歩道設置事業、田戸町交差点工区及び田戸町交差点南工区の用地取得を執行いたしました。なお、用地取得のうち、物件移転の一部について

年度内完了が見込めないことから、繰越しをさせていただいております。

次に、4ページをお願いいたします。

令和4年度理事会議決事項でございます。

令和4年度は、4回理事会を開催いたしております。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。

2、事業報告書でございます。

事業報告は、事業別の明細で一番右側の当期末未処分用地の最下段の合計欄を御覧ください。

期末の保有面積は4,775.68平方メートルで、金額は4億2,268万6,190円でございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

3、決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益は、決算額が8,948万4,298円で、内訳は、公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸等の収益でございます。

2款事業外収益の決算額3,397円は、現金・預金の受取利息及び雑収益でございます。

次に、支出の1款事業原価の決算額8,874万4,898円は、公有地売却収益に対する原価及び保有土地賃貸等収益に対する原価でございます。

2款販売費及び一般管理費の決算額494万9,624円は、役員報酬、法人市県民税の均等割、保有土地駐車場の整備に必要な委託料などの支払いでございます。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の1款資本的収入の決算額は1億5,483万9,212円で、内訳は、公有地の取得事業に係る費用の借入金及び収益的収入の公有地売却収益を資本的収入に振り替える造成事業費用振替収入でございます。

次に、支出の1款資本的支出の決算額は1億5,483万9,212円で、内訳は、1項公有地取得事業費として市道港線関連用地の取得に伴う用地費、補償費、公有地取得事業に関する借入金の利息などでございます。2項償還金は、用地取得の処分に伴う借入金の償還費用でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

4、予算繰越計算書でございます。

市道港線関連の土地に建築してある建物除去の年度内完了が見込めないことから、翌年度に2,842万51円を繰越しさせていただいております。

次に、12ページをお願いいたします。

5、損益計算書でございます。

損益計算書は、当該年度の利益を計算したもので、令和4年度は当期純損失が420万6,827円となりました。

次に、13ページをお願いいたします。

6、貸借対照表でございます。貸借対照表は、令和5年3月31日現在の資産状況と負債、資本状況取りまとめたもので、資産合計は、負債資本合計と同額の4億8,783万4,086円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

7、事業原価計算書でございます。

事業原価計算書は、公有用地に関わる当該年度の原価を計算したもので、令和4年度末の公有用地の原価は2億1,816万9,150円となっております。

次に、下段の8、剰余金計算書及び15ページ上段の9、剰余金処分計算書でございますが、令和3年度から繰り越された利益剰余金と令和4年度の当期純損失の合計額8,954万2,132円を令和5年度に繰越しさせていただいたものでございます。

次に、10、財産目録でございます。

財産目録は、令和5年3月31日現在の財産状況をまとめたもので純財産が9,954万2,132円でございます。

次に16ページをお願いいたします。

11、キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュフロー・計算書は、保有する現金及び現金同等物の資産が明確となるキャッシュ・フローで、令和4年度は、現金及び現金同等物が420万6,827円減少し、期末残高は2,672万7,845円となっております。

次に、17ページをお願いいたします。

12、資本金明細表でございます。

資本金明細表は、公社設立に伴う出資金を整理したもので、基本財産1,000万円は高浜市から出資をいただいているものでございます。

次に、13、借入金明細表でございます。

この借入金明細表は、当該年度の借入れに関する利率や借入方法、金額を整理したもので、令和5年3月31日現在の借入金は3億5,987万1,903円で、現在の融資利率は0.1%でございます。

最後に、18ページをお願いいたします。

この表は、令和5年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございます。御参照いただきたいと思います。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第9号 令和4年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

決算報告書の3ページ、営業の報告をお願いいたします。

初めに、営業の概要につきましては、第29期は、高浜市から33業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、高浜豊田病院などから19業務を受託いたしました。この結果、第29期の売上高は、前年度より約1.1%増の約5億8,199万円となっております。

この内訳につきましては、6ページの売上高明細書をお願いいたします。

受託収入としまして、1のエコハウス施設管理収入から15の観光サービス事業収入まで合わせて5億3,347万9,458円で、事業収入は物販事業収入4,851万5,014円となっております。

3ページにお戻りいただきまして、営業の概要の下から2段落目をお願いいたします。

従業員の体制でございますが、令和5年3月31日現在、正規社員60人、臨時社員192人、合計252人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち60歳以上の社員が99人で39.3%、女性社員につきましては207人で82.1%となっております。

4ページをお願いいたします。

貸借対照表につきましては、初めに、表の左の欄の資産の部であります。資産の合計は3億4,948万1,546円で、前期と比較しますと2,283万3,658円の増額となっております。うち、流動資産は現金・預金、商品・製品、未収入金などを合わせまして3億3,612万5,668円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして1,335万5,878円となっております。

次に、表の右の欄の負債の部であります。流動負債は、未払金から賞与引当金まで合わせまして6,954万5,706円となっております。

表の右の欄下段の純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億2,993万5,840円を合わせまして純資産合計は2億7,993万5,840円となっております。

5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。売上高は5億8,199万4,472円で、販売費及び一般管理費は5億1,043万1,166円となっております。

この内訳につきましては、7ページの販売費及び一般管理費をお願いいたします。

主な経費であります人件費は、1、給料手当、2、退職給与金、3、法定福利費を合わせますと4億4,785万7,186円で、全体の87.7%となっております。

5ページにお戻りをいただきまして、表の中段をお願いいたします。

今期の営業利益は2,813万4,374円で、営業外収益を加え営業外費用を引きました経常利益は2,914万5,835円となっております。

表の末尾から4行目の税引前当期純利益は2,563万3,807円で、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除しました当期純利益は1,778万1,573円となっております。

8ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書であります。当期末の株主資本残高は、当期首残高の株主資本合計2

億6,215万4,267円に当期純利益1,778万1,573円を加えました2億7,993万5,840円となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） ただいまの報告第4号から報告第9号までは、報告事項でございますので御了承をお願いいたします。

---

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月12日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時46分散会

---